

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成31年4月1日（月）採水分より

■変更内容

1. 水道法・農薬類の目標値等の変更

平成 31 年 3 月 29 日付生食発 0329 第 9 号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正により、農薬類の目標値の変更及び対象農薬を削除させていただきます。

<目標値の変更>

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
カルバリル（NAC）	目標値	0.02mg/L	0.05mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4)農薬類 p10
プロベナゾール		0.03mg/L	0.05mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4)農薬類 p13
メタラキシル		0.2mg/L	0.06mg/L	水道上水・原水（水道法関連） (4)農薬類 p14

- ・カルバリル（NAC）の定量下限値は、0.0005mg/L から 0.0002mg/L となります。
- ・プロベナゾールの定量下限値は、0.0005mg/L から 0.0003mg/L となります。
- ・メタラキシルの定量下限値は、0.0006mg/L から 0.002mg/L となります。

<対象農薬の削除>

- ・「エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）」、「エトリジアゾール（エクロメゾール）」、「カルプロパミド」、「メチルダイムロン」は対象農薬リストから削除します。
- ・旧農-21「エトフェンプロックス」の番号を1つ繰り上げ、旧農-23「エンドスルファン（ベンゼエピン）」から旧農-30「カルプロパミド」まで番号を2つ繰り上げ、旧農-32「カルボフラン」から旧農-112「メチダチオン（DMTP）」まで番号を3つ繰り上げ、旧農-114「メトミノストロビン」から旧農-118「モリネート」までを4つ繰り上げます。

2. 土壌の汚染に係る環境基準の変更

平成 30 年 9 月 18 日付環境省告示第 77 号により、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）の一部改正があり、これまでシス-1,2-ジクロロエチレンのみの環境基準としていましたが、トランス-1,2-ジクロロエチレンとの合算値での環境基準に変更させていただきます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
シス-1,2-ジクロロエチレン	項目名	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	計量編（環境水・排水・土壌等） 土壌汚染関係 (1)土壌の汚染に係る環境基準 p11

-1-

3. 土壤汚染対策法施行規則の変更について

平成31年1月30日付環境省告示第11号及び第12号にて、土壤汚染対策法施行規則の一部が改正され、地下水及び土壤溶出量調査のシス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレンに改正され、トランス-1,2-ジクロロエチレンとの合算値での基準となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
シス-1,2-ジクロロエチレン	項目名	1,2-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	計量編(環境水・排水・土壤等) 土壤汚染関係 (2)土壤汚染対策法施行規則 (a)地下水基準 p13
シス-1,2-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	計量編(環境水・排水・土壤等) 土壤汚染関係 (2)土壤汚染対策法施行規則 (b)土壤溶出量調査 p14

4. 平成31年3月20日付環境省告示第46号から第54号における一部改正について

平成31年3月20日付環境省告示第46号から第54号より、「水質汚濁に係る環境基準について」等、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」、「土壤の汚染に係る環境基準について」、「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法」、「土壤溶出量に係る測定方法」、「土壤含有量調査に係る測定方法」、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規則に基づき環境大臣が定める検定方法」、「水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法」、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部が改正され、「昭和46年環境庁告示第59号」の付表番号について、以下のとおり変更させていただきます。

検査項目	計量方法の変更		検査案内掲載頁
	新	旧	
総水銀	S46 環告第59号付表2	S46 環告第59号付表1	計量編(環境水・排水・土壤等) 水質汚染関係 (1)環境基準項目 (a)人の健康の保護に関する環境基準(河川・湖沼・海域) p1
アルキル水銀	S46 環告第59号付表3	S46 環告第59号付表2	
PCB	S46 環告第59号付表4	S46 環告第59号付表3	
チウラム	S46 環告第59号付表5	S46 環告第59号付表4	
シマジン	S46 環告第59号付表6の第1	S46 環告第59号付表5の第1	
チオベンカルブ			
ふっ素	S46 環告第59号付表7	S46 環告第59号付表6	計量編(環境水・排水・土壤等) 水質汚染関係 (1)環境基準項目 (a)人の健康の保護に関する環境基準(河川・湖沼・海域) p2
1,4-ジオキサン	S46 環告第59号付表8の第3	S46 環告第59号付表7の第3	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	S46 環告第59号付表2	S46 環告第59号付表1	
アルキル水銀化合物	S46 環告第59号付表3	S46 環告第59号付表2	計量編(環境水・排水・土壤等) 水質汚染関係 (2)排水基準項目 (a)有害物質 p3
ポリ塩化ビフェニル	S46 環告第59号付表4	S46 環告第59号付表3	
チウラム	S46 環告第59号付表5	S46 環告第59号付表4	
シマジン	S46 環告第59号付表6の第1	S46 環告第59号付表5の第1	
チオベンカルブ	S46 環告第59号付表6の第1	S46 環告第59号付表5の第1	計量編(環境水・排水・土壤等) 水質汚染関係 (2)排水基準項目 (a)有害物質 p4
1,4-ジオキサン	S46 環告第59号付表8の第3	S46 環告第59号付表7の第3	
総水銀	S46 環告第59号付表2	S46 環告第59号付表1	計量編(環境水・排水・土壤等) 水質汚染関係 (3)地下水の水質汚濁に係る環境基準 p5
アルキル水銀	S46 環告第59号付表3	S46 環告第59号付表2	

検査項目	計量方法の変更		検査案内掲載頁
	新	旧	
PCB	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	計量編(環境水・排水・土壌等) 水質汚染関係 (3)地下水の水質汚濁に係る環 境基準 p6
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	
チオベンカルブ			
ふっ素	S46 環告第 59 号付表 7	S46 環告第 59 号付表 6	
1,4-ジオキサン	S46 環告第 59 号付表 8 の第 3	S46 環告第 59 号付表 7 の第 3	
総水銀	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (1)土壌の汚染に係る環境基準 p11
アルキル水銀	S46 環告第 59 号付表 3	S46 環告第 59 号付表 2	
PCB	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (1)土壌の汚染に係る環境基準 p12
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	
チオベンカルブ			
1,4-ジオキサン	S46 環告第 59 号付表 8 の第 3	S46 環告第 59 号付表 7 の第 3	
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (a)地下水基準 p12
チオベンカルブ			
水銀及びその化合物	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (a)地下水基準 p13
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	
ふっ素及びその化合	S46 環告第 59 号付表 7	S46 環告第 59 号付表 6	
ポリ塩化ビフェニル	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (b) 土壌溶出量調査 p14
チオベンカルブ			
水銀及びその化合物	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (c) 土壌含有量調査 p15
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	
ポリ塩化ビフェニル	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (b) 土壌溶出量調査 p15
水銀及びその化合物	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 土壌汚染関係 (2)土壌汚染対策法施行規則 (c) 土壌含有量調査 p15
アルキル水銀化合物	S46 環告第 59 号付表 3	S46 環告第 59 号付表 2	計量編(環境水・排水・土壌等) 廃棄物関係 (1)埋立て処分 p19
水銀又はその化合物	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	
チオベンカルブ	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 廃棄物関係 (1)埋立て処分 p20
アルキル水銀化合物	S46 環告第 59 号付表 3	S46 環告第 59 号付表 2	計量編(環境水・排水・土壌等) 廃棄物関係 (2)海洋投入処分 p20
水銀又はその化合物	S46 環告第 59 号付表 2	S46 環告第 59 号付表 1	
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	S46 環告第 59 号付表 4	S46 環告第 59 号付表 3	
チウラム	S46 環告第 59 号付表 5	S46 環告第 59 号付表 4	
シマジン	S46 環告第 59 号付表 6 の第 1	S46 環告第 59 号付表 5 の第 1	計量編(環境水・排水・土壌等) 廃棄物関係 (2)海洋投入処分 p21
チオベンカルブ			

以上